令和8年度　第2回佐賀県社会福祉審議会

資料No.4

日　時：令和8年10月23日(金)14時30分～16時
場　所：佐賀市文化交流プラザ　エスプラッツ3階ホール

＜意見交換事項＞

佐賀県地域福祉支援計画の改定について

佐賀県
http://www.pref.saga.lg.jp/

©2026 Saga Prefecture

１　佐賀県地域福祉支援計画Ver.7骨子案

２　各テーマの具体的な取組施策イメージ

３　今後のスケジュール

©2026 Saga Prefecture

１　地域福祉支援計画Ver.7骨子案

©2026 Saga Prefecture

佐賀県地域福祉支援計画Ver.7　策定概要及び方向性

佐賀県地域福祉支援計画：佐賀県の地域福祉施策の基本的な方針を定めるもの

- 地域福祉の実施主体である市町を支援する事項
- 高齢、障害、児童等の各福祉分野に共通する課題や、地域で分野横断的に取り組むべき事項

2040年に向けての社会環境の変化

- 人口減少 少子高齢化
- 福祉を支える 地域の担い手不足
- 福祉課題の 複雑化・複合化
- 人と人、地域における つながりの希薄化
- 大規模災害の発生課題・ ニーズを認識

困ったときに誰かに頼ることができるつながりを維持し、一人ひとりの状況に応じて、
安心して暮らし続けられる地域社会を作っていく

Ver.7　基本理念

誰もがつながりをもち、地域で安心して暮らせる佐賀県

～いつでも、誰かに、頼ることができる「とまり木のある地域共生社会」へ～

2040年を見据えて　新計画Ver.7で対応すべき事項

- 地域で暮らす 高齢者等支援
- 福祉を支える地域の担い手 確保・育成・連携強化
- 福祉分野を横断して 支援できる体制整備
- 孤独・孤立 対策
- 災害時のきめ細やかな 支援の充実

©2026 Saga Prefecture

佐賀県地域福祉支援計画Ver.7（計画の位置づけ）

地域福祉支援計画の位置付けと各計画の関係性

◎地域福祉を推進する事項（市町を支援する事項）
（民生委員・児童委員活動支援、CSO活動支援、
居場所づくり（地域共生ステーション）など）

◎各個別分野での取組事項
（地域包括ケアシステムの推進、障害児者の地域生活支援、
ヤングケアラー支援、介護人材の確保、処遇の改善、
権利擁護（成年後見制度）など）

（社会福祉分野）

（地域福祉分野）

佐賀県地域福祉支援計画

（高齢者福祉分野）
さがゴールドプラン

（障害福祉分野）
佐賀県障害者プラン

（児童福祉分野）
佐賀県こども計画

連携
整合

佐賀県施策方針2027（仮）

佐賀県地域防災計画
佐賀県自殺対策基本計画
佐賀県再犯防止推進計画
等その他関連する計画

支援

＜市町＞

地域福祉計画

その他 各福祉分野の計画

◎各福祉分野に共通する取組事項
（福祉人材の確保、権利擁護、福祉サービス質の向上など）
◎分野横断的に取り組むべき事項
（孤独・孤立対策、防災、再犯防止、生活困窮者支援など）

©2026 Saga Prefecture

佐賀県地域福祉支援計画Ver.7　骨子案

旧基本理念

すべての人に「居場所と出番」があり、つながり広がる地域共生社会
～人を大切に　住民とともに支える地域福祉 ～

Ver.7基本理念

誰もがつながりをもち、地域で安心して暮らせる佐賀県
～いつでも、誰かに、頼ることができる「とまり木のある地域共生社会」へ～

【Ver.7基本理念の考え方】

2040年にかけて、高齢化や人口減少による担い手不足、地域のつながりの希薄化、複雑化・複合化する生活課題への対応、頻発化・激甚化する災害への備えや被災者支援など、地域をとりまく状況が変化しています。こうした中、一人で悩みや課題を抱え込まず、必要なときに支援や人とのつながりを得ることのできる地域づくりがこれまで以上に重要になります。

困ったときや不安を感じたときに、誰もが、安心して助けを求めることができる「とまり木」のようなつながりを地域の中に育みながら、一人ひとりが安心して暮らし続けられる佐賀県を目指します。

©2026 Saga Prefecture

佐賀県地域福祉支援計画Ver.7　骨子案

テーマ1

地域を支える人づくり

❶ 地域福祉を支える担い手づくり

地域福祉を支えるCSOや民生委員・児童委員など、地域における担い手の確保や育成に取り組む。

❷ 福祉に関わる人材の確保・育成・定着

福祉の現場を担う多様な人材の確保・育成・定着に関する福祉分野を横断した施策に取り組む。

テーマ2

安心して暮らせる仕組みづくり

❶ 複雑・複合化する課題への分野横断的な対応

高齢、障害、こどもなどの福祉分野において、様々な問題を抱える人を必要な支援につなぎ、分野を横断した支援体制づくりに取り組む。

❷ 地域で安心して暮らし続けるための支援の充実

頼れる身寄りのない高齢者等が、地域で安心して暮らせるよう支援する。

❸ 誰もが出かけやすい地域づくり

高齢、障害、子育て中の方など、誰もが出かけやすいまちづくりや居場所づくりに取り組む。

❹ 利用者主体の福祉サービスの提供

福祉サービス利用者からの相談や苦情への対応や、サービスの質の向上に取り組む。

テーマ3

災害時のきめ細やかな備えづくり

❶被災者の状況に応じた災害時の支援体制の充実

災害時に、高齢者や障害者などが、様々な事情に応じた必要な支援を受けられる体制づくりに取り組む。

©2026 Saga Prefecture

２ 各テーマの具体的な取組施策イメージ

©2026 Saga Prefecture

2　各テーマの具体的な取組施策イメージ

テーマ1

地域を支える人づくり

取組施策

① 地域福祉を支える担い手づくり

② 福祉に関わる人材の確保・育成・定着

©2026 Saga Prefecture

2 各テーマの具体的な取組施策イメージ

テーマ1 地域を支える人づくり

① 地域福祉を支える担い手づくり

地域福祉を支えるCSOや民生委員・児童委員など、地域における担い手の確保や育成に取り組む。

取組施策	取組の方針	具体的な取組イメージ
民生委員・児童委員の確保、活動支援	民生委員・児童委員が地域の身近な相談相手として、見守りや適切な支援へのつなぎ役を担えるよう、県民への理解促進、担い手確保、活動しやすい環境づくりに取り組む。	●民生委員・児童委員のなり手確保・活動理解の促進 ・民生委員・児童委員活動の広報・普及啓発（県民児協パネル展、県民だより、退職者セミナー等） ・地域の実情に応じた定数や推薦要件等の見直し検討 ●活動環境の充実と人材育成 ・活動費の交付や活動手引きの作成・配布による負担軽減 ・経験年数に応じた民生委員・児童委員研修の実施 ●活動の機運醸成 ・全国民生委員・児童委員大会（R12）の誘致・開催に向けた取組
CSOとの協働	行政だけでは対応が難しい地域課題の解決に向け、孤独・孤立や生活困窮、災害支援などの分野で活動するCSOとの連携・協働を進めるとともに、継続的な活動を支える環境づくりに取り組む。	●地域福祉を担うCSOとの連携強化 ・社会福祉協議会や社会福祉士会等地域福祉を担うCSOや、地域でさまざまな活動をしているCSO、災害時の支援を担うCSOとの連携強化に向けた取組を実施 ●孤独・孤立に関わるCSOとの連携 ・孤独・孤立プラットフォームの拡大、参画団体の交流などを通してCSO同士の連携を強化する ●CSOとの協働 ・CSOの誘致、地域課題解決の取組、交流イベントの実施
地域における様々な担い手の育成	誰もが地域の担い手として支え合いに関わる意識の醸成と、必要な支援につなげる地域づくりに取り組む。	●つながりサポーターの育成 ・つながりサポーター養成講座の実施（教育機関等との連携） ・講師の養成 ●担い手の活動促進・連携強化 ・新たな担い手との連携 ・福祉分野の各種サポーター制度との連携

©2026 Saga Prefecture

2　各テーマの具体的な取組施策イメージ

テーマ1　地域を支える人づくり

②　福祉に関わる人材の確保・育成・定着

福祉の現場を担う多様な人材の確保・育成・定着に関する福祉分野を横断した施策に取り組む。

取組施策	取組の方針	具体的な取組イメージ
福祉に関わる多様な人材の確保・育成・定着	福祉サービスを担う人材の確保・育成・定着を図るとともに、多様化・複雑化する福祉ニーズに的確に対応するため、各福祉分野を横断した連携体制の構築を推進する。	●福祉人材センターによる取組 ・就職相談や求人・求職のマッチング支援 ・社会福祉事業従事者等への研修の実施 ・潜在社会福祉士・介護福祉士の掘り起こし及び再就職支援 ・若手職員交流会、外国人福祉人材交流会等の開催 ・アドバイザー派遣による職場環境改善支援 ●介護福祉士修学資金等貸付事業 ・修学資金等の貸付による福祉人材の確保 ・県内福祉施設等への就業・定着の促進 ●福祉人材プラットフォームの構築 ・福祉関係団体、養成機関、行政等の連携による推進体制を構築し、福祉人材の確保・育成を推進

©2026 Saga Prefecture

テーマ2

安心して暮らせる仕組みづくり

取組施策

① 複雑・複合化する課題への分野横断的な対応

② 地域で安心して暮らし続けるための支援の充実

③ 誰もが出かけやすい地域づくり

④ 利用者主体の福祉サービスの提供

©2026 Saga Prefecture

2　各テーマの具体的な取組施策イメージ

テーマ2　安心して暮らせる仕組みづくり

①　複雑・複合化する課題への分野横断的な対応

高齢、障害、こどもなどの福祉分野において、様々な問題を抱える人を必要な支援につなぎ、分野を横断した支援体制づくりに取り組む。

取組施策	取組の方針	具体的な取組イメージ
孤独・孤立対策の推進	多様な主体がつながり、望まない孤独・孤立の状況にならないよう支え合う官民連携・協働の体制づくりに取り組む。	●官民連携による支援体制の充実 ・佐賀県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム「Swacca」の運営、参画団体の拡大 ・広報イベントや交流会の開催による官民のつながりづくりの強化等、多様な主体の連携・協働の促進 ●市町における支援体制の構築 ・市町域での孤独・孤立対策地域協議会の設置促進 ・地域の実情に応じた見守り・支援体制づくりの推進 ●地域で孤独・孤立に気づき、支え合う人材の育成 ・つながりサポーター養成講座の実施
包括的な支援体制整備	複雑化・複合化する地域生活課題に対応するため、市町の実情に応じた包括的な支援体制の構築を促進し、関係機関の連携・協働に取り組む。	●市町の規模や実情に応じた包括的な支援体制づくりの支援 ・重層的支援体制整備事業の活用促進・取組支援（地域共生セミナーの開催、市町へのアドバイザー派遣等） ・小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業の活用促進（検討） ・市町支援会議の設立の支援

©2026 Saga Prefecture

2　各テーマの具体的な取組施策イメージ

テーマ2　安心して暮らせる仕組みづくり

①　複雑・複合化する課題への分野横断的な対応（前頁続き）

取組施策	取組の方針	具体的な取組イメージ
再犯防止に向けた取組	犯罪をした人等が地域社会の一員として生活できるよう、関係機関・団体等と連携した社会復帰・地域定着への支援や、再犯防止に対する地域の理解促進を進める。	●関係機関・団体との連携強化 ・再犯防止推進協議の実施 ●市町における再犯防止推進への支援 ・市町再犯防止計画の策定支援 ・市町職員向け研修会の実施 ●就労、居住、困窮支援等施策との連携 ・地域生活定着支援センターによる福祉サービス等の調整 ・レッツチャレンジ雇用事業による就労支援 ・生活困窮者自立支援制度による困窮者支援 ●再犯防止に対する理解促進・気運醸成 ・社会を明るくする運動、さがミニ矯正展の開催 ●再犯防止を支える担い手への支援 ・更生保護協会への補助、保護司活動の周知
生活困窮者への自立支援	生活困窮者に対して、より早期の段階で必要な支援を提供することができるよう、関係機関との連携を図りながら安定した相談体制の確保を行う。	●生活困窮者の自立支援 ・生活困窮者自立支援制度における各種事業※の実施 ※生活困窮者自立支援事業、就労準備支援事業、家計改善事業、居住支援事業等 ●人材育成 ・生活困窮者自立支援制度従事者の育成 ●関係者との連携 ・「佐賀県生活困窮者自立支援連絡会議」の開催

©2026 Saga Prefecture

2　各テーマの具体的な取組施策イメージ

テーマ2　安心して暮らせる仕組みづくり

① 複雑・複合化する課題への分野横断的な対応（前頁続き）

取組施策	取組の方針	具体的な取組イメージ
保健医療、労働、教育、住まい、地域再生に関する施策との連携		国のガイドラインに基づき作成 ※通知され次第反映
消費者の利益の擁護及び増進		

©2026 Saga Prefecture

2　各テーマの具体的な取組施策イメージ

テーマ2　安心して暮らせる仕組みづくり

②　地域で安心して暮らし続けるための支援の充実

頼れる身寄りのない高齢者等が、地域で安心して暮らせるよう支援する。

取組施策	取組の方針	具体的な取組イメージ
身寄りのない高齢者等への対応	日常生活に不安のある高齢者等が、地域で安心して暮らし続けられるように日常生活を支える取組を進める。	●権利擁護と日常生活支援の推進 ・日常生活自立支援事業による福祉サービス利用援助及び金銭管理支援の実施 ・成年後見制度の利用促進に向けた関係課との連携 ●身寄りのない高齢者等への支援の充実 ・身寄りのない高齢者等に対する新たな支援モデルの検討・実施 ・入院、入所時の手続き支援、死後事務などの課題整理

「成年後見制度」に関する具体的な取組事項については、各福祉分野の個別計画（さがゴールドプラン、障害者プラン）にて記載

©2026 Saga Prefecture

2　各テーマの具体的な取組施策イメージ

テーマ2　安心して暮らせる仕組みづくり

③誰もが出かけやすい地域づくり

高齢、障害、子育て中の方など、
誰もが出かけやすいまちづくりや居場所づくりに取り組む。

取組施策	取組の方針	具体的な取組イメージ
誰もが安心して出かけられる環境整備	高齢者、障害者、妊産婦など配慮が必要な方をはじめ、誰もが安心して外出・社会参加できるよう、駐車スペースやトイレ環境の確保、周知啓発及び適正利用の促進に取り組む。	●パーキングパーミットによる取組 ・パーキングパーミット制度の広報 ・適正利用の推進 ●みんなのトイレによる取組 ・協力施設の周知 ・協力施設開拓の広報（検討）
誰もが集える居場所づくり	地域共生ステーションを活用し、誰もが気軽に集える居場所づくりを推進する。	●地域共生ステーションによる取組 ・地域共生ステーションの周知・広報活動 ・地域住民を対象とした生活支援及び移動（輸送）サービス等の養成講座の実施 ・対象者を限定しない、誰もが集える居場所づくりの推進（交流サロンの設置促進に向けた補助制度の周知等）

©2026 Saga Prefecture

2　各テーマの具体的な取組施策イメージ

テーマ2　安心して暮らせる仕組みづくり

④　利用者主体の福祉サービスの提供

福祉サービス利用者からの相談や苦情への対応や、サービスの質の向上に取り組む。

取組施策	取組の方針	具体的な取組イメージ
運営適正化委員会（苦情解決制度）	利用者にとってより良い福祉サービスの提供につながるよう、苦情の適切な解決と権利擁護の推進に取り組む。	●苦情相談・解決支援の実施 ・福祉サービス運営適正化委員会による苦情相談への対応 ・利用者及び事業者からの相談対応 ・苦情解決に向けた助言・あっせん等の実施 ●苦情解決制度の推進と質の向上 ・苦情解決制度の普及啓発 ・苦情解決責任者や第三者委員等を対象とした研修の実施
福祉サービス第三者評価事業	福祉サービスの質の向上と利用者本位のサービス提供を推進するために、公正・中立な第三者評価を取り入れていく。	●第三者評価の質の向上 ・評価調査者の養成及び資質向上 ●第三者評価制度の普及・受審促進 ・福祉サービス第三者評価制度の普及啓発 ・施設、事業者団体等への制度説明や受審メリットの周知 ・関係各課と連携した受審の促進

©2026 Saga Prefecture

テーマ3

災害時のきめ細やかな備えづくり

取組施策

①被災者の状況に応じた災害時の支援体制の充実

©2026 Saga Prefecture

2　各テーマの具体的な取組施策イメージ

テーマ3

災害時のきめ細やかな備えづくり

①　被災者の状況に応じた災害時の支援体制の充実

災害時に、高齢者や障害者などが、様々な事情に応じた必要な支援を受けられる体制づくりに取り組む。

取組施策	取組の方針	具体的な取組イメージ
(1)被災者に寄り添ったきめ細やかな支援体制の充実	災害時に被災者それぞれの状況に応じたきめ細やかな支援が行えるよう、人材育成や関係機関との連携強化を通じて、支援体制の充実を図る。	●災害ケースマネジメントに関する取組 ・災害ケースマネジメントの手引き作成 ・市町担当者への研修実施 ●災害ボランティアに関する取組 ・災害ボランティアセンターの設置・運営体制の強化 ・中間支援組織との協働による多様な主体との連携強化 ・災害支援人材の確保・育成 ・災害対応訓練や研修の実施 ●DWATに関する取組 ・DWAT隊員の登録促進 ・協力団体の拡大及び個人登録の推進 ・災害派遣の経験等を踏まえた実践的な研修の実施 ・活動マニュアルの見直し ・受援体制の構築

©2026 Saga Prefecture

2　各テーマの具体的な取組施策イメージ

テーマ3

災害時のきめ細やかな備えづくり

① 被災者の状況に応じた災害時の支援体制の充実（前頁続き）

取組施策	取組の方針	具体的な取組イメージ
(1)被災者に寄り添ったきめ細やかな支援体制の充実	高齢者や障害者など避難時に配慮が必要な方をはじめ、誰もが災害時に安全・安心に避難し、避難生活を送ることができるよう、支援体制や避難環境の充実を図る。	●個別避難計画の作成・実効性の向上 ・市町担当者及び避難支援者向けの研修実施 ・避難計画に基づく避難訓練を支援し、個別避難計画の実効性を担保 ●避難所の運営・環境支援 ・車中泊避難者への支援 ➡市町向け「佐賀県車中泊避難者支援マニュアル策定の手引き」の作成・活用促進 ・避難所運営への支援 ➡「避難所マニュアル策定指針」等の見直し ➡スフィア基準、女性の視点などを念頭に置いた避難所環境の改善支援 ➡福祉避難所の改善支援 ●民間事業者等との連携・協定の締結

©2026 Saga Prefecture

佐賀県地域福祉支援計画Ver.6→Ver.7（対応表）

計画期間：4年間

佐賀県地域福祉支援計画 Ver.6

柱1　地域共生社会を支える人づくり

- (1)地域共生社会を支える担い手への支援　／　民生委員・児童委員
- (2)福祉サービスを支える人材の確保　／　福祉人材センター 修学資金貸付

柱2　地域共生社会実現に向けた基盤づくり

- (1)分野横断的な課題への対応　／　社会的孤立 パーキングパーミット
- (2)住民主体の地域共生社会に向けた支援　／　民生委員・児童委員、CSO
- (3)権利擁護の推進　／　成年後見制度
- (4)利用者主体の福祉サービスの充実　／　苦情解決制度

柱3　地域共生社会を共に支える体制づくり

- (1)災害時の福祉的支援の充実　／　DWAT、個別避難計画
- (2)包括的な支援体制整備の推進　／　包括的支援体制（重層） 地域共生ステーション

佐賀県地域福祉支援計画 Ver.7

テーマ1　地域を支える人づくり

- ①地域福祉を支える担い手づくり　／　民生委員・児童委員の活動強化、CSOとの連携強化、つながりサポーター
- ②福祉に関わる人材の確保・育成・定着　／　福祉人材センター 修学資金貸付、福祉人材プラットフォーム

テーマ2　安心して暮らせる仕組みづくり

- ①複雑・複合化する課題への分野横断的な対応　／　包括的支援体制（重層ほか）、孤独・孤立対策
- ②地域で安心して暮らし続けるための支援の充実　／　身寄りのない高齢者等支援、成年後見制度
- ③誰もが出かけやすい地域づくり　／　パーキングパーミット、地域共生ステーション
- ④利用者主体の福祉サービスの提供　／　苦情解決制度

テーマ3　災害時のきめ細やかな備えづくり

- ①被災者の状況に応じた災害時の支援体制の充実　／　DWAT、個別避難計画、避難所、災害ケースマネジメント、車中泊避難

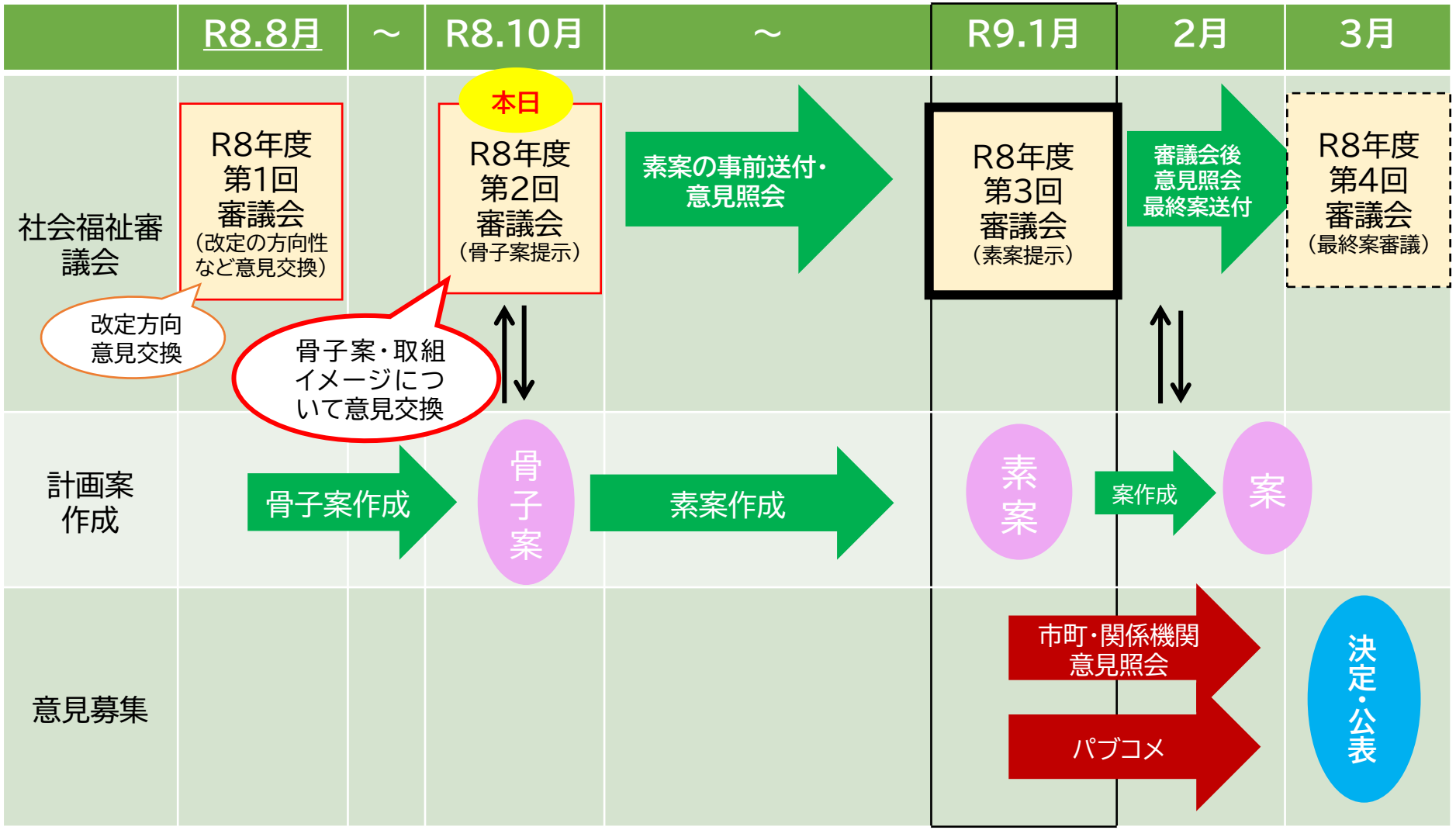
©2026 Saga Prefecture

３　今後のスケジュール

©2026 Saga Prefecture

最新 佐賀県地域福祉支援計画の改定について

今後のスケジュール（予定）



©2026 Saga Prefecture

佐賀県地域福祉支援計画の改定について

委員の皆様へのお願い

本日の審議会で発言できなかったことや、
追加の御意見などございましたら、
是非、事務局までお寄せください。
皆さまの忌憚のない御意見をお待ちしております。
※御意見は 11月20日(金)までにお寄せください。

＜連絡先＞事務局(県健康福祉部社会福祉課　地域福祉担当)
Tel:0952-25-7053　FAX:0952-25-7264
メール:syakaifukushi@pref.saga.lg.jp

©2026 Saga Prefecture

参考資料

©2026 Saga Prefecture

法的根拠

- 社会福祉法第108条（都道府県地域福祉支援計画）

（抜粋）

都道府県は、**市町村地域福祉計画の達成に資するため**に、各市町を通ずる**広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項**として次に掲げる事項を一体的に定める計画（「都道府県地域福祉支援計画」）を策定するよう努めるものとする。

一　地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
二　市町村の地域福祉の推進を支援するための基本方針に関する事項
三　社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
四　福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
五　市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項
六　地域における保健医療、労働、教育、住まい、地域再生及び防災に関する施策、消費者の利益の擁護及び増進に関する施策その他の関連施策との連携に関する事項（新設）

今般の社会福祉法改正（R8.6公布）で新設

- 社会福祉法第107条（市町村地域福祉計画）※ 県内全20市町が策定済

（抜粋）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（「市町村地域福祉計画」）を策定するよう努めるものとする。

一　地域における高齢者福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
二　地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
三　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
四　地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
五　地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

©2026 Saga Prefecture

県地域福祉支援計画の位置づけ

- 都道府県は、**市町村地域福祉計画の達成に資するため**に、各市町を通ずる**広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項**として次に掲げる事項を一体的に定める計画（「都道府県地域福祉支援計画」）を策定する。（社会福祉法第108条より抜粋）

- 地域福祉の推進は、**市町村の地域福祉計画が中心**であることから、**支援計画は、あくまで、市町村の自主的な地域福祉計画の推進を支援するためのもの**である。このため、支援計画には、市町村の裁量を狭め、地域福祉計画の策定意義を失わせるような詳細な規則等を置かないことが適当である。
（厚労省「都道府県地域福祉支援計画策定ガイドライン」より抜粋）

- **支援計画は、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載する**、いわば福祉分野の上位計画であり、老人福祉計画、介護保険事業支援計画、医療介護総合確保促進法に基づく都道府県計画、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画、子ども・子育て支援事業支援計画、次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画、健康増進計画、医療計画、その他の関連する計画と調和を図り、かつ、福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を確保して策定される必要がある。（厚労省「都道府県地域福祉支援計画策定ガイドライン」より抜粋）

- **都道府県が既に策定している他の計画において、支援計画に盛り込むべき事項が記載されている場合には、重なる部分について、その既定の計画の全部又は一部をもって支援計画の一部とみなすことができることとする。**この場合において、他の計画の全部又は一部をもって支援計画の一部とみなす旨を、支援計画の策定段階において明らかにしておくことが必要である。（厚労省「都道府県地域福祉支援計画策定ガイドライン」より抜粋）

©2026 Saga Prefecture